



平成 21 年 6 月 1 日

各 位

会社名 小野建株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 建
コード番号 7414 東証第一部・福証
本社所在地 大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1
問い合わせ先 取締役管理統括本部長 小野 信介
TEL 093-561-0036

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 60 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (株券の発行)	第 2 章 株 式
第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第 8 条～第 9 条 (条文省略)	第 7 条～第 8 条 (現行どおり)
(单元未満株式の不発行)	
第 1 0 条 当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、 <u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
第 1 1 条 (条文省略)	第 9 条 (現行どおり)
(单元未満株式についての権利)	(单元未満株式についての権利)
第 1 2 条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 1 0 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(以下、条数を繰り上げ)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以上